○厚生労働省告示第二百二十一号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十条の規定に基づき、平成二十二年産あへんの納付期限を次のように定めたので、同条の規定により告示する。

平成二十二年五月二十一日　厚生労働大臣　長妻　昭

種類	栽培区域	納付期限
けし耕作者	北海道名寄市 岡山県美作市	平成二十二年九月三十日
	高知県四万十市	平成二十二年八月三十一日
甲種研究栽培者	北海道名寄市 茨城県つくば市 東京都小平市	平成二十二年九月三十日
	神奈川県相模原市	平成二十二年七月三十日
	長崎県長崎市	平成二十二年九月三十日
	鹿児島県熊毛郡中種子町	平成二十二年八月三十一日

○農林水産省告示第七百九十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項の規定において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年五月二十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十二年三月十日　第三十八号
二　登録認定機関の名称及び住所
　一般社団法人食肉科学技術研究所　東京都渋谷区恵比寿一丁目五番六号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　ベーコン類、ハム類、プレスハム、ソーセージ及び混合ソーセージ、熟成ハム類、熟成ソーセージ類及び熟成ベーコン類、ハンバーガーパティ、チルドハンバーグステーキ並びにチルドミートボール
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　国内
(2)　認定を行う事業所の所在地
　東京都渋谷区恵比寿一丁目五番六号

○農林水産省告示第七百九十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項の規定において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年五月二十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十二年三月十日　第三十二号
二　登録認定機関の名称及び住所
　一般社団法人食肉科学技術研究所　東京都渋谷区恵比寿一丁目五番六号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　生産情報公表牛肉及び生産情報公表豚肉
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　国内並びにアイスランド、アイルランド、アメリカ合衆国、イタリア、ウクライナ、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、スウェーデン、スペイン、大韓民国、台湾、チリ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、バヌアツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー及びメキシコ
(2)　認定を行う事業所の所在地
　東京都渋谷区恵比寿一丁目五番六号

○農林水産省告示第七百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月二十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　大分県中津市山国町槻木字芥紙二七一、二七二の一、字ユウ若三五一九の二、字上惣見三五二五の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字芥紙二七一・字ユウ若三五一九の二・字上惣見三五二五の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百十八号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第八十九条の規定に基づき、次の者を同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録をしたので、同法第百十二条の二第二号の規定に基づき、公示する。

平成二十二年五月二十一日　経済産業大臣　直嶋　正行

名称	主たる事務所の所在地	登録年月日
滋賀県電気工事工業組合	滋賀県草津市青地町二百九十九番一号	平成二十二年五月二十一日
兵庫県電気工事工業組合	兵庫県神戸市兵庫区御崎本町二丁目九番七号	平成二十二年五月二十一日
奈良県電気工事工業組合	奈良県奈良市三条桧町二十九番地三号	平成二十二年五月二十一日
和歌山県電気工事工業組合	和歌山県和歌山市岡山丁三十六番地	平成二十二年五月二十一日

○国土交通省告示第五百十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年五月二十一日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月二十一日　国土交通大臣　前原　誠司

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東北縦貫自動車道八戸線	岩手県九戸郡軽米町大字山内第四地割字駒板一一一番六二	平成二十二年五月二十四日　〇時

○農林水産省告示第七百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年五月二十一日　農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　石川県白山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　白山市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を石川県庁及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。）